

平成31年度第1回教科用図書選定審議会議事録

平成31年4月25日（木）

10：00～11：30

1 開会（事務局）

- ・ 開会

2 主催者挨拶（小久保智史学校教育課総括課長）

- ・ 委員の皆様におかれましては、日頃より本県の教育の充実、教育行政の推進に御支援御尽力をいただきまして本当にありがとうございます。今般は、委員をお引き受けくださり、また、御多用の中、御出席をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。
- ・ 本審議会は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、その使命を果たすという役割があります。
- ・ 今年度の教科書採択につきましては、義務教育学校及び特別支援学校の小・中学部を含む小学校用教科書、中学校用教科書、並びに学校教育法附則第9条の規定による、いわゆる特別支援教育で使用される一般図書が対象となりまして、本日の第1回審議会では、県内の義務教育諸学校で使用する教科書の「採択基準」等について、御審議いただく予定であります。
- ・ 特に、小学校用教科書では、来年度から全面実施になる新学習指導要領に基づき、「特別の教科 道徳」を含む全教科等の採択が行われ、今回初めて「小学校外国語」の採択を行うこととなります。
- ・ 県教育委員会といたしましては、教科書採択において、公正性・透明性の確保を徹底し、各地域の採択協議会並びに市町村教育委員会等への指導・助言に当たるとともに、公正・公平な採択業務を進めてまいりたいと考えております。
- ・ 委員の皆様におかれましては、これから数回、審議会等ございますが、十分な御審議をいただきますようお願い申し上げます。今日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3 委員紹介

（小野寺義務教育課長）

- ・ それでは、委員の皆様を紹介いたします。
お手元の資料の2ページに掲載されている「資料2」の順にご紹介申し上げます。

（略）

（高橋特別支援教育課長）

- ・ 私からは、平成31年度教科用図書採択に関する情報公開への対応について御説明いたします。

（略）

4 会長・副会長選出

- ・ 会長：星俊也委員、副会長：山形守平委員

5 会長挨拶

（略）

6 署名委員の委嘱

- ・ 中村雅彦委員、菅井雅之委員

7 諮問

- ・ 県教育委員会（小久保学校教育課総括課長）から審議会会長（星委員）へ

8 事務局説明＜進行：審議会会長＞

（事務局）

- ・ それでは、まず、お手元の資料につきまして、御確認いただきます。資料は、3種類でございます。一つ目は、「平成31年度 第1回 教科用図書選定審議会」という資料、二つ目は、別冊の資料7「教科書制度の概要」について、三つ目は、これも別冊で、資料8「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」についてです。
- ・ この第1回審議会では、法的根拠、仕組み等について委員の皆様におわかりいただくため、事務局より説明を多くさせていただきます。大変申し訳ありませんが、御了承ください。
- ・ それでは、はじめに、「平成31年度教科用図書選定審議会」という資料をご準備下さい。1ページをお開き下さい。資料1は、この教科用図書選定審議会の規則です。この審議会は、「義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律」並びに「岩手県の条例」に定められており、それらの法律を受けて、本県がこの規則を定めたものです。
- ・ 次の2ページ、資料2は、本日御出席いただいております、選定審議会の20名の方々の委員名簿です。委員は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」の第10条により、御覧のように第1号委員、第2号委員、第3号委員と指定されております。
- ・ 3ページをお開き下さい。資料3-1は、教科用図書採択地区の一覧です。表の左側に1～9と番号をつけてございます。県内の採択地区は1～9まで、9つの採択地区に分かれております。また、このほかに、県立一関第一高等学校附属中学校があり、県教育委員会が採択に直接関わることになっております。
- ・ 4ページ、5ページの資料3-2は各地区の採択協議会の規約の例示です。
- ・ 6ページ、資料4は、教科書を常に展示してある場所、「教科書センター」の一覧です。県内に18箇所ございます。
- ・ 続いて、7ページ、資料5-1は、平成27年度から30年度まで小学校で使用する教科書の一覧を基にして、本年度まで使用する教科書を一覧にしたものです。採択地区ごとに示してあります。なお、採択地区名の脇にある「比較」という欄は、平成26年度までの教科書と異なるかどうかを示しています。空欄の場合、前回と同じということ、会社名が書いてある場合は、異なるということを示しています。
- ・ 8ページ、資料5-2は、中学校の教科書一覧です。小学校の場合と同様の記入の仕方です。平成28年度から31年度までの4年間使用いたします。新学習指導要領の全面実施は平成33年度からですので、平成32年度使用教科書について今回採択が必要ということです。
- ・ 9ページ、資料6-1は、法律の抜粋です。小中学校の教科書については、無償ということで、

きめ細かく法律が定められております。12 ページまで関係する法律をのせております。

- 13 ページ、資料 6-2 は、文部科学省からの通知です。先ほどの様々な法律と、この文部科学省からの通知を根拠にして、教科書採択が行われております。特に、今回の通知では、検定申請本閲覧の事案等を受け、教科書採択における公正性・透明性の確保の徹底が示されております。
- 25 ページ、資料 6-3 も、文部科学省からの通知です。採択の事務処理の際に留意する事項が示されております。
- 次に、別冊の資料 7「教科書制度の概要」（抜粋）をご準備ください。教科書の「採択」ということにつきまして御説明申し上げます。資料 7 の 10 ページをお開きください。「6 教科書採択の方法」とございます。
- その「1 採択の権限」の部分を御覧ください。始めの部分を読ませていただきます。「教科書の採択とは、学校で使用される教科書を決定することです。その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。また、国・私立学校で使用される教科書の採択の権限は校長にあります。」とあります。
- 次に、教科書の採択の仕組みについて説明いたします。11 ページの「図 3 義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み」を御覧ください。本で行っている「教科用図書選定審議会」は、この図の「中程左側」にあります。
- では、図に示されている①～⑦について、順に説明いたします。①は、教科書会社が、教科書検定を合格した教科書で、次年度に発行しようとするものについての届け出を行うということです。
- ②は、それを受けて、文部科学大臣がその教科書の目録を、教育委員会を通じて送付するということです。目録の送付をもって、新たに検定を経た教科書が発行されたかどうかを示すこととなります。
- ③は、教科書の見本を各教育委員会等に送付するということです。
- ④は、この審議会と都道府県教育委員会との関わりです。先ほど、「教科用図書の採択の基準」等について皆様に諮問いたしましたが、これから御審議いただくこととなります。また、その「教科用図書選定審議会」の記述のすぐ下に「上向きの矢印と（調査員）」という記述があります。今回は、小・中学校用の全種目と、特別支援学校用の教科書の調査を行うこととなり、調査結果については、審議委員の方々から御意見をいただきまして、本審議会として答申をまとめることとなります。
- なお、この県の調査は、他の教科書と比較して…ということではありませんし、順位付けを行うものでもありません。あくまでも、文部科学省の検定に合格したそれぞれの教科書が有する独自のよさ、特長を記述するものです。
- 委員の皆様には、第 2 回審議会において 1 種目ずつ、部会に参加いただきます。各部会では、調査員の主任が調査結果について説明いたしますので、全体会の際にはそれを基に、調査結果について御報告いただいた上で、協議で御意見いただくこととなります。
- また、本日は、平成 32 年度から使用する小学校用教科用図書見本が届いておりませんので、第 2 回審議会の際に、短い時間ではありますが、御覧いただけるようにと考えております。
- ただし、中学校用教科書については、昨年度の検定において新たに合格になったものがなかったため、平成 26 年度検定合格図書等の中から採択を行うこととなります。平成 26 年度検定合格図書

等については、すでに平成 27 年度において調査研究が行われていることから、前回の採択替えの際に用いた調査資料によることとし、新たに調査員を置かない形にしたいと考えております。

- このことについては、資料 6－3 にもありますとおり、文部科学省の通知にも記載されている事項でございます。
- ⑤は、この県教育委員会が各採択地区内の市町村教育委員会に対し、指導・助言・援助をすることを表しています。「指導・助言・援助」の例としては、これからご審議いただく「採択基準」や「資料作成基準」を、市町村教育委員会に通知等で示すこととさせていただきます。
- ⑥は、どのような教科書が発行されているのかを広く多くの方々に示す意味で、各採択地区に教科書センターを設置し、発行されている教科書全てを展示しているということです。教科書センターについては、先ほどの資料、「実施要項」の 6 ページの資料 4 を御覧いただいたところです。
- ⑦は、各採択地区内市町村教育委員会が、独自に調査・研究した上で、県から示された資料を参考にしながら、1 種目につき 1 種類の教科書を採択するということです。今年度は、各採択地区において調査が行われ、特別支援学校関係の図書について採択が行われることとなります。
- 次に、採択地区にかかわることを、説明いたします。次のページ (12 ページ) を御覧下さい。「3 共同採択」の部分です。1 行目から 6 行目まで読みます。
- 「市町村立の小・中学校で使用される教科書の採択の権限は市町村教育委員会にあります。採択に当たっては、都道府県教育委員会が、『市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域』を採択地区として設定します。採択地区が 2 以上の市町村の区域を併せた地域 (共同採択地区) であるときは、地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科書を採択することとされています。」とあります。
- ここで言う「採択地区」が、岩手県の場合、先ほどの実施要項の 3 ページの資料 3－1 のとおり、『市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域』として、9 つ設置されているということです。
- それでは、説明者が交替します。次は、別冊の資料 8 につきまして、特別支援教育担当が御説明申し上げます。

(事務局)

- 別冊資料 8 をご準備いただきたいと思います。「学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書について」の資料になります。
- 1 ページ資料 8－1 は、平成 31 年 3 月付けで文部科学省から出された「平成 32 年度用一般図書一覧」です。2 ページ目のはしがきにありますとおり、平成 31 年度に使用する教科書として採択されたもののうち採択数が多く、平成 32 年度においても発行・供給を予定している図書の一覧になります。文部科学省において適・不適の判断を加えているものではありません。一覧は 11 ページまであります。
- 次に、13 ページをお開きください。資料 8－2 は、平成 31 年度に使用する学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書について、昨年度の教科用図書調査員による調査研究として見本を購入し、それについての理由書見本を作成し、教科用図書選定のための資料としたものです。
- 14 ページが一覧となっており、その後理由書が 34 ページまで続いております。
- 20 冊ありますが、見本本として、会場後方に並べてありますので、どうぞ御覧ください。
- 次に 35 ページです。資料 8－3 は、平成 31 年度に使用する学校教育法附則第 9 条の規定による

教科用図書について、昨年8月に県内各特別支援学校に採択許可したものの一覧になります。一覧は41ページまで続いております。

- ・ 以上、特別支援教育関係も含め「資料の説明」を終了します。

9 協議

(星会長)

- ・ 事務局、説明、御苦勞様でした。ここから、協議に入っていきます。では、諮問されました内容について、協議をいたします。先ほどの諮問に関する書類等について、事務局から配付をお願いします。

(事務局が諮問書(写)と採択基準、資料作成基準を委員に配付)

(星会長)

- ・ それでは、皆様、諮問書を御覧ください。諮問された点は2点あります。それぞれについて、事務局から説明の後、協議してまいります。
- ・ それでは、1点目、「平成32年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準について」です。事務局から提案の説明をお願いします。

(事務局)

- ・ 初めに、「平成32年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準」について御説明申し上げます。私からは、特別支援教育関係の教科書以外の部分を御説明いたします。
- ・ お手元の「平成32年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準(案)」を御覧いただきます。
- ・ では、まず、「採択基準」について申し上げます。採択基準とは、「採択に関する一般的な基準であり、地域の状況や児童生徒の学力等を考慮した一般的な指針、または、共同採択の際の協議の方法等、採択の手続きに関する基準」を指します。
- ・ 採択基準は、大きく3つから構成されています。太字により1、2、3で示しています。
- ・ 1は、内容や組織・配列・分量に係ることを示しております。
- ・ 2は、使用上の配慮や工夫に係ることを示しております。
- ・ 3は、手続きのこととなっております。
- ・ 次に、3番の「平成31年度における教科書採択に関する手続き等は次のとおりにすること」以降の部分について説明申し上げます。この部分は、大きく4つ、すなわち、(1)「市町村立学校の場合」、(2)「県立学校(特別支援学校の場合)」、(3)「県立学校(高等学校に併設する中学校の場合)」そして(4)「国立及び私立学校の場合」からなっております。
- ・ はじめに、市町村立学校の場合から説明させていただきます。
- ・ アについて、採択は、県教育委員会の指導、助言、援助により行うこと。
- ・ イ及びウについて、「平成31年度は、小学校用教科書について、すべての教科書について新たに採択を行うこと」と「平成31年度は、中学校道徳科以外の教科書について新たに採択を行うこと。」とあります。
- ・ ただし、エのとおり、一般図書はその限りではないということです。
- ・ オは、採択地区の協議会に関することです。

- ・ 次のカです。これは、「公平・公正な採択と情報公開」を行うための部分です。
- ・ キ及びク、その次の（２）については、特別支援教育関係のことですので、この後、鎌田が説明いたします。
- ・ 次ページの（３）と（４）については、県立中学校、国立及び私立学校においても、今、説明した点において同様だということを示しています。
- ・ では、説明者を交替し、特別支援教育関係について、担当から御説明いたします。

（事務局）

- ・ それでは、説明いたします。
- ・ 先ほど説明がありましたように、「市町村立学校の場合」のキとクにつきましては、特別支援学級において使用する教科書についての基準となります。
- ・ キの① 基本的には当該採択地区内の小中学校で使用する教科書と同一のものを採択することになります。
- ・ ② 特別の教育課程を編成し、当該採択地区内の小中学校と同一の教科書を使用することが適当でない場合は下学年用の検定教科書又は文部科学省著作教科書を採択することになります。
- ・ ③ 下学年用の検定教科書又は文部科学省著作教科書の使用が適切でない場合は学校教育法附則第 9 条の規定により絵本等を教科書として採択することができます。
- ・ クの① 学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を選定するにあたっては、学校の教育目標や方針に照らして適切であり、② 地域や学校の特性、児童生徒の心身の発達段階に応じて効果的に使用できるものでなくてはなりません。
- ・ 続きまして（２）県立学校の場合について説明いたします。具体的には特別支援学校がこれにあたります。
- ・ アについては、平成 31 年度使用の特別支援学校の小学部及び中学部の使用教科書は、市町村立の小学校、中学校と同様、学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を除き、先ほど、係が説明申し上げた、（１）市町村立学校の場合のイと同様になります。
- ・ イについては、先ほど特別支援学級でもご説明いたしましたとおり、特別支援学校においても学校教育法附則第 9 条の規定による教科書を採択することができます。これは、毎年度採択替えをすることができるということが次のウの規定でございます。
- ・ また、この絵本等と検定教科書、文部科学省著作本を併せて採択することはできません。これがエの規定でございます。
- ・ 次に、オでございますが、視覚障がいを対象とする特別支援学校の弱視者の「国語」については検定教科書の他に点字版の教科書も併せて採択できるということでございます。
- ・ カにつきましては、聴覚障がいを対象とする特別支援学校の「国語」については文部科学省著作の「言語指導」または「言語」の他に、国語の検定教科書を併せて採択できるということでございます。
- ・ キにつきましては、知的障がいを対象とする特別支援学校小学部の「生活」については、教科の内容によって教科の主たる教材として適切な教科書を採択できるということでございます。
- ・ 以上、特別支援学級と特別支援学校の教科書採択基準についてご説明いたしました。
- ・ それでは、平成 32 年度に使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準を定めてしてよろしいか

御協議いただきたいと思います。

(星会長)

- ・ 事務局の説明について、質問、意見はありませんか。

(星会長)

- ・ なければ、「平成32年度において使用する義務教育諸学校の教科用図書採択基準について」は、このとおりといたします。
- ・ 続いて、2点目、「平成32年度において使用する教科用図書を選定するための資料作成基準について」です。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

- ・ 次に、「教科用図書を選定するための資料作成基準について」でございます。
- ・ 先ほど承認された採択基準にそって、今後、「教科用図書を選定するための資料」を作成することとなります。
- ・ そこで、どのような観点で教科用図書の調査をするのかを定めたものが、この「資料作成基準」でございます。
- ・ 第1の「分析調査の観点及び具体的視点」は、「1 内容」、「2 組織、配列、分量」、「3 使用上の配慮や工夫」の3項目について、それぞれ3つから5つの具体的視点を示しております。
- ・ この資料作成基準につきましては、学校教育法と学習指導要領改訂の趣旨を踏まえて、平成29年度に項目数や文言を見直し、整理したものです。「特別の教科 道徳」を含むすべての種目に共通する基準となるようにしております。
- ・ 一般図書（特別支援学校・特別支援学級用）の選定の理由につきましても、個々に示した分析調査の観点を基に作成したいと考えておりますので、この分析調査の観点でよろしいか御協議いただきたいと思います。
- ・ 以上で資料の作成基準についての提案を終わります。

(星会長)

- ・ 事務局の説明について、質問、意見はありませんか。
- ・ 質問、意見は、なしということで、「平成32年度において使用する教科用図書を選定のための資料作成基準について」は、このとおりといたします。

(星会長)

- ・ 「その他」について、事務局からお願いします。

(事務局)

- ・ 次に、今後の進め方について、ご説明申し上げます。
- ・ 御協議いただきました採択基準及び資料作成基準につきましては、ご了解いただきましたので、各市町村教育委員会へ送付させていただきます。
- ・ 今後につきましては、県といたしましても、教科用図書選定審議会規則第5条により、教科用図書調査員を置き、平成32年度において使用する一般図書について、研究調査をいたします。
- ・ なお、先ほど申し上げたとおり、中学校の教科用図書につきましては、新たに検定に合格した図書がなかったことから、平成27年度における調査研究の資料を活用する形といたします。
- ・ よって、今年度の調査研究については、小学校の全ての教科書と一般図書を対象にして実施いた

します。

- ・ 教科用図書の調査員は、お手元にお配りした1枚ものの資料に示したとおりでございます。
- ・ 次に、第2回審議会の概要につきまして、お諮りいたします。第2回審議会は、6月6日（木曜日）13時30分から、盛岡市勤労福祉会館にて開催予定でございます。第2回審議会では、各部会と全体会を開催し、調査員が行った小学校用教科書と一般図書の調査結果について審議していただきます。
- ・ なお、第3回の選定審議会につきましては、第2回の審議会の際に改めてお諮りいたします。
- ・ 第2回審議会及びその後の進め方について、今ご説明申し上げた通りに進めてよろしいか伺います。

（星会長）

- ・ 第2回以降の進め方について説明がありましたが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。それではどうぞよろしくお願ひいたします。

（事務局）

- ・ それでは、この通りといたします。以上で、今後の進め方について提案を終わります。ありがとうございました。

（星会長）

- ・ では、以上で、協議の部分を終了します。皆様の慎重審議ありがとうございました。それぞれお忙しい中と思いますが、今後とも御協力賜りますようによろしくお願ひいたします。

10 その他

（事務局）

- ・ 諸連絡

11 閉会

（事務局）

令和元年度第2回教科用図書選定審議会議事録

令和元年6月6日(木)

13:30~16:30

1 開会(事務局)

- ・ 開会

2 主催者挨拶(小野寺哲男義務教育課長)

- ・ 第2回教科用図書選定審議会に当たりまして、県教育委員会を代表し、御挨拶を申し上げます。まずもって、委員の皆様におかれましては、御多用中のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

第1回審議会におきましては、県内の義務教育諸学校において、児童生徒が使用する教科書の選定に関する「採択基準」及び「教科用図書選定のための資料の作成基準」等について、御審議いただき、ありがとうございました。

本日は、令和2年度から使用される小学校用教科用図書並びに特別支援教育で使用するいわゆる一般図書について、種目毎に調査員が調査した結果につきまして、その記述内容を、御審議いただくことになっております。

県教育委員会といたしましては、本審議会の答申に基づき、各市町村教育委員会に対して、指導、助言、援助を進めていくこととなりますので、十分な御審議をいただきますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

3 会長挨拶(星会長)

- ・ 委員の皆様、会長の星でございます。去る4月に実施いたしました第1回教科用図書審議会における慎重審議、大変ありがとうございました。本日の審議会についても、慎重審議をお願いいたします。本日の第2回審議会では、まず、「教科用図書選定のための資料の作成基準」に基づいて、調査した結果について担当審議委員から報告をいただきます。その後、その報告について、審議することとなります。今回は、この後事務局から説明があると思いますが、それぞれの委員が各種目に分かれて調査結果について報告を受けることとなっております。限られた時間ですので時間を有効に使い、調査結果について審議をお願いいたします。岩手の子供たちが将来使う教科書ということで、楽しく学び、かつ学びがいのある教科書の選定につながりますよう皆様方の御意見を頂戴したいと思います。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

4 全体会1

(星会長)

- ・ それでは、事務局より、本日の審議につきまして説明をお願いします。

(事務局)

- ・ それでは、本日の審議につきまして、ご説明申し上げます。
- ・ 本日の資料は、3種類ございます。1つは、本日の実施要項、2つ目は、小学校用教科用図書選定のための資料、3つ目は、学校教育法附則第9条教科用図書(一般図書)の選定のための資料です。ご確認下さい。
- ・ 2つ目、3つ目の「選定のための資料」は、前回ご了解いただきました資料作成基準に基づきまして、各種目ごとに各教科書の特長(よさ)を、限られた枠の中に短い文章で表現させていただいたものです。詳細につきましては、種目部会協議にてご確認願います。

- ・ 本日の日程等につきまして、ご確認いただきますので、実施要項の表紙をご覧ください。
- ・ この全体会の後、各種目に分かれて、調査結果についてご協議いただきます。
- ・ 各審議委員が担当される種目については、勝手ながら実施要項の（２）ページのように分かれていただきたいと存じます。ご確認下さい。
- ・ また、その表にある各種目の調査員主任が、皆様を、協議を行う部屋にご案内いたします。
- ・ 実施要項の表紙にお戻り下さい。種目部会協議の進め方について、簡単にご説明申し上げます。
- ・ 始めに、30分間ほどの時間で、審議委員の方だけで、調査票及び教科書に目を通していただきます。その後、各種目の調査員主任が、部屋に入りまして、20分間で調査結果について、ご報告をさせていただきます。その後、審議委員の方から質問を頂く時間を20分程予定しています。各部会協議は、15時00分には終了するようにお願いいたします。
- ・ 続いて、15時10分から、この部屋において「全体会の2」を行い、ご協議をいただきます。
- ・ この全体会2では、各種目を担当された審議委員の方々より各種目の調査結果についてご報告をいただきます。その報告は、調査票が適切に作成されているかどうか、またその妥当性について、2～3分程度で発表をいただきたいと存じます。その後、ご質問も含めて調査票全体について、ご協議をいただきます。
- ・ 以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

(星会長)

- ・ それでは、ただいま事務局から日程等の説明がありました。
- ・ この後、各委員は種目部会協議の部屋に移動して部会協議を始めてください。なお、全体会の再開は15時10分とし、その際の報告は、実施要項の名簿の順序とします。
- ・ また、全体会2について、全員がそろった場合には、早めに進行することもあることを申し添えます。

5 種目部会協議

(略)

6 全体会2

(星会長)

- ・ それでは、全体会を再開いたします。調査内容につきまして、報告と協議に進みます。先に申し上げたとおり、報告の順序は、実施要項の名簿の順序です。

(A委員)

- ・ 国語の調査員による調査資料について報告いたします。
国語の教科書は、4社から発行されており、それぞれの教科書についてきめ細かく調査されておりました。これから、調査票に記述されている主な特長について報告いたします。
東京書籍は、力が確実に身に付くよう、学習内容の系統性を重視した言語活動を位置付けています。また、児童が課題意識をもって主体的に学び続けることができるよう、学びが深まる学習過程になっています。

学校図書は、力が着実に育まれるよう、各学年とも学習内容の重点化を図っています。また、児童が伝え合う力を高め、協働的に学べるよう、学習過程に対話活動を具体的に位置付けていました。

教育出版は、事柄や話題が共通する教材を組み合わせるなどして、学んだことを活用できるように単元を位置付けています。また、児童が自ら考えを深められるよう、学習過程に沿って考える観点やよりよい交流の在り方を分かり易く示しています。

光村図書は、他教科等に生きて働く力が身に付くよう、学びのつながりを意識した単元を位置付けています。また、児童が学びの成果を自覚し、次の学習へ生かすことができるよう、学習過程に振り返りの観点を位置付けています。

各社とも、学習のねらいと見通しを示し、児童の学習意欲と学びの実感を大切にしながら、学習指導要領の内容をもれなく取り上げていました。そしてその系統性をふまえ知識及び技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成が図られるよう作成されていることがよく分かる調査内容でありました。

岩手の児童の実態、国語教育の現状や課題をふまえ、かつ資料作成基準により、適切に調査されていることを報告いたします。

(B委員)

- ・ 書写の調査員による調査資料について報告いたします。

書写の教科書は、5社から発行されており、それぞれの教科書についてきめ細かく調査されておりました。これから、調査票に記述されている主な特長について報告いたします。

東京書籍は、書写の原理・原則を系統立てて各単元に配置し、課題解決型の単元展開で、知識及び技能が習得できるよう配慮されています。また、A B判のワイドな紙面で図版を大きくし、視覚的に分かりやすいよう工夫されています。

学校図書は、具体的な学習過程を提示するとともに、書き込み欄を豊富に設け、書くことで知識及び技能が習得できるよう配慮されています。また、半紙原寸大の毛筆教材により、視覚的に捉え易いよう工夫されています。

教育出版は、課題や学習方法を選択する学習教材を設定し、主体的に学習に取り組みながら知識及び技能が習得できるよう配慮されています。また、運筆について、2色の墨で大きく示され、穂先や筆全体が捉え易いよう工夫されています。

光村図書は、明確な学習ポイントを生かして取り組む硬筆課題を設け、知識及び技能が習得できるよう配慮されています。また、シンプルな紙面と筆使いのイメージ化を図る擬態語を活用し、理解し易いよう工夫されています。

日本文教出版は、3ステップの段階的な学習過程を明確に示し、知識及び技能が習得できるよう配慮されています。また、日常生活における伝え合いを重視した書式の資料を掲載し、児童が活用し易いよう工夫されています。

各社とも、児童が主体的に学ぶことを大切にするとともに、知識及び技能の習得を図り、学習や生活に役立てる態度を育てることを重視する等、学習指導要領の趣旨を踏まえて作成されていることがよく分かる調査内容でした。

岩手の児童の実態を踏まえ、かつ資料作成基準に則り、適切に調査されていることを報告いたし

ます。

(C委員)

- ・ 社会の調査員による調査資料について報告いたします。

社会の教科書は、3社から発行されています。それぞれの教科書についてその特長をとらえ、きめ細かく調査されています。各社の教科書について顕著な特長を御報告致します。

東京書籍は、「社会的な見方・考え方」を働かせた問いの例が示され、問題解決的な学習が効果的に展開できるよう工夫されています。また、学習したことを生かして社会との関わりについて考える学習を取り入れ、思考力・判断力・表現力等を育むよう配慮されています。

教育出版の教科書は、資料が「社会的な見方・考え方」を働かせた問いにつながるよう提示され、問題解決的な学習が主体的に展開できるよう工夫されています。また、地域に関わる事例等を多く取り上げ、身近な事象に関心を持って学ぶ態度を育むよう配慮されています。

日本文教出版の教科書は、学習問題とともに「社会的な見方・考え方」に関わる視点と方法が示され、概念などに関する知識が習得できるよう工夫されています。また、資料の配置や本文の構成により、見通しをもった学びが実現されるよう配慮されています。

各社とも、教科目標に示されている「社会的な見方・考え方」を働かせた深い学びの実現を目指しているという点において、新学習指導要領に沿って作成されていることが分かる調査内容でした。

以上、岩手の児童の実態を踏まえ、かつ資料作成基準に則り、適切に調査されていることを報告いたします。

(D委員)

- ・ 地図について報告いたします。

地図は東京書籍、帝国書院2社から発行されており、それぞれの教科書についてきめ細かく調査され両社の特長がとらえられておりました。

東京書籍の地図ですが、絵図や写真などの資料が豊富に掲載されており、児童が地図を用いた学習に興味や関心をもって、主体的に学習に臨めるよう工夫されています。

扉のページには、イラストマップや鳥観図を配し、地図への興味や関心を高める工夫があります。また、世界の文化や日本の世界遺産に関わる写真を掲載し、具体的なイメージをもって地図学習が進められるように配慮されています。更に年表と歴史地図から当時の様子を考える、日本と世界の自然の様子を比べるかななどを設け、より広い視野に立って地図学習が進められるようにしています。また、巻末の作品では、名勝、史跡、施設などを盛り込むなど調べやすさに配慮されています。

帝国書院の地図ですが、基礎的、基本的な知識や技能の習得を図るものが豊富に掲載されており、児童の資料活用能力を高め、日本や世界の地理的理解が深まるよう工夫されています。巻頭には地図の約束や地図帳の使い方を配し、地図帳活用スキルを高める工夫があります。また、多くのページに地図マスターへの道を掲載し、レベル1、2の知識や技能の定着にかかわる問題、レベル3の発展的な問題を通して、確実に地理的理解が深められるように工夫されています。更に地図と模式図、グラフ等の統計資料を関連付けて掲載し、社会科学学習の充実が図られるように工夫されており

ます。また、巻末の作品では旧市町村名や歴史地名を盛り込むなど調べやすさに配慮されており
ます。両社の地図とも、学習指導要領の趣旨を十分に踏まえるとともに、社会科学習の充実や発展に
資する教科用図書として作成されていることが分かる調査内容でした。

岩手の児童や地域の実情を踏まえ、かつ資料作成基準に則り適切に調査されていることを報告し
ます。

(E委員)

- ・ 算数の調査資料について報告いたします。

算数の教科書は、6社から発行されておりました。それぞれの教科書についてきめ細かく調査さ
れておりました。調査票に記述されている主な特長から2点にしぼって報告いたします。

まず、東京書籍です。

1点目：学習過程の振り返りを通して、数学的な見方・考え方が豊かになるようにし、思考力・
判断力・表現力等を育むように配慮されております。

2点目：複数回の算数の問題発見・解決を促し、主体的に学習に取り組む態度を養うよう配慮さ
れております。

次に、大日本図書です。

1点目：全学年を各1冊の合本にして、学習内容の関連付けを容易にすることで、基礎的・基本
的な知識および技能の習得ができるよう配慮されております。

2点目：数学的な見方・考え方に関する視点を、マークを用い関連付けて示し、思考力・判断力・
表現力等を育むよう配慮されております。

次に、学校図書です。

1点目：数学的な見方・考え方を明示し、課題解決することを通して、思考力・判断力・表現力
等を育むよう配慮されております。

2点目：第6学年に中学校への接続に関わる内容を別冊にまとめ、その問題に取り組み学びを広
げていくことができるよう配慮されております。

次に、教育出版です。

1点目：生活と関連の深い題材を扱い、活動から生まれる疑問を学習に結び付ける導入をする等、
主体的に学ぶことができるよう配慮されております。

2点目：学習したことを活用する問題を単元の最後に位置付ける等、統合的、発展的な見方を豊
かにし、思考力・判断力・表現力等を育むよう配慮されております。

次に、啓林館です。

1点目：図や表等のかき方について段階を追って系統的に扱い、児童が問題解決の手段としてそ
れらを有効に活用できるよう工夫されています。

2点目：思考したことを書いたり説明したりする例をノート形式で具体的に示し、言語活動が充
実するよう配慮されております。

次に、日本文教出版です。

1点目：基礎的な知識及び技能と、応用的・発展的な力をつけることができるよう、巻末に多様
な問題を設定し、個人や学級の状況に応じて取り組めるよう構成されております。

2点目：問題解決の手がかりとなる「学び方ガイド」を参考に学習を進め、思考力・判断力・表現力等を育むよう配慮されております。

以上、各社ともに、岩手の児童の状況を踏まえ、どのような点に配慮と工夫が見られるかについて適切に調査されていることを報告いたします。

(F 委員)

- 理科の調査員による調査資料について報告いたします。

理科の教科書は、6社から発行されており、それぞれの教科書についてきめ細かく調査されておりました。これから、調査票に記述されている主な特長について報告いたします。

東京書籍は、児童が主体的に問題を見だし、理科の見方・考え方を働かせて、見通しをもって観察、実験を行い、問題解決の力が育まれるように配慮されています。

また、学びを振り返ったり深い学びへつなげたりする活動を取り入れ、科学的に解決するために必要な資質・能力を育成できるように配慮されています。

大日本図書は、生活経験や学習経験をもとに予想をすることで、見通しをもって観察、実験を行い、対話的な学びで深い学びにつなげることができるように配慮されています。

また、学習した知識を活用して、生活や職業に関連付けて考えたり説明させたりする活動を行うことで、理科の有用性を実感できるように配慮されています。

学校図書は、問題解決の過程において解決のための力を焦点化して考察することで、深い学びにつながるように配慮されています。

また、学習した大切な科学的な言葉を教科書の欄外に表記するとともに、実験器具の使い方についてはQRコードにより動画にて学習することで、学習内容の定着を図る配慮もされています。

教育出版は、学習の系統性を大切に、問題解決の過程において、児童の対話的な学びによって理解が深まるように配慮されています。

また、学びを振り返る場面では、学習内容を日常生活と関連付けることによって、理科の有用性を実感させ学びに向かう力を高められるように配慮されています。

信州教育出版社は、身近な自然や身の回りの事象から問題を見出し、問題解決の過程で活用の内容や資料を扱うことで思考力・判断力・表現力が育成されるように配慮されています。

他教科とのつながりや資料を扱うことで、考えを広めたり深めたりすることができるように配慮されています。

啓林館は、学習内容と実生活などとの関わりの中で児童の疑問から問題を見出し主体的に問題解決に取り組むことができるように配慮されています。

また、まとめのページでは、単元で学習したことを、ノート一枚にまとめ、振り返り易くするとともに、ノートのまとめ方のモデル提示としても使えるように配慮されています。

なお、各社ともに学習指導要領の趣旨を踏まえ、該当学年に応じた問題解決の力の育成のため、問題解決の学習過程を大切に、科学的に解決するために必要な資質・能力を育成できるよう構成されていることが分かりました。

以上、理科教育の目標を踏まえ、かつ資料作成基準に則り、適切に調査されていることを報告いたします。

(G委員)

- ・ 生活の調査員による調査資料について報告いたします。

生活の教科書は、8社から発行されており、それぞれの教科書についてきめ細かく調査されておりました。これから、調査票に記述されている主な特長について報告いたします。

東京書籍は、児童が意欲を喚起させられるような導入からはじまり、多様な学習活動により児童の思考が深まるように配慮されております。

大日本図書は、季節に沿った大単元構成による地域の実情に合わせた展開や、五感を使った学習活動が促されるように配慮されております。

学校図書は、身近な人々や社会などの対象とのかかわり方や多様な表現の方法に気付き、豊かな表現ができるように配慮されております。

教育出版は、幼児期の教育と小学校教育の学びの接続や、栽培や探検活動によりさらに高まった意欲や自信の確認ができるように配慮されております。

信州教育出版は、一貫して信州地域の自然・社会環境に応じて、学校で何ができるかということを中心に進められるよう配慮されております。

光村図書は、「ホップ」「ステップ」「ジャンプ」の三段階で単元が構成され、児童の思考の流れに即した学習活動ができるように配慮されております。

啓林館は、活動の流れが分かり易い「わくわく・ぐんぐん・いきいき」の単元構想により、学びのプロセスが身に付くように配慮されております。

日本文教出版は、季節や発達段階に応じた活動を繰り返し、対象との対話を通して気付きの質が高まるように配慮されております。

各社とも児童が主体的に活動するためのきっかけとなるような内容であること、活動の際に気付いたことをそのままにせず、書きとめる等の振り返りや表現の仕方を取り入れていること、スタートカリキュラムや電子機器の活用、多様な人々とのかかわりなど、現在の教育課題に対することなどの内容が取り上げられていることが分かる調査内容でした。

岩手の児童や生活科の教科の特性を踏まえ、かつ資料作成基準に則り、適切に調査されていることを報告いたします。

(H委員)

- ・ 音楽の調査員による調査資料について報告いたします。

音楽の教科書は、教育出版、教育芸術社の2社から発行されており、それぞれの教科書についてきめ細かく調査されておりました。これから、調査票に記述されている主な特長について報告いたします。

教育出版については、6年間を見通して音楽的な資質・能力の育成が図られるよう、音楽の学習の支えとなる共通事項を「音楽のもと」として示しております。また、「まなびナビ」というコーナーで、学習の仕方を示し、聴き取ったり感じ取ったりする学習を通して、児童が関わり合いながら思いや意図をもって音楽表現を工夫していくことができるように、題材が系統的に配置されておりました。この「まなびナビ」のコーナーを活用し、題材のねらいや学習の進め方に見通しをもちなが

ら、主体的な学習が進められるように工夫にされております。

また、見開きの大きな写真や透明シート、折り込みページやQRコードによるデジタル資料などが効果的に使われており、児童の主体性を喚起しながら、表現と鑑賞の学習ができるように工夫されております。

教育芸術社については、同じく6年間を見通して音楽的な資質・能力の育成が図られるよう、共通事項を図や線などで視覚的に示しております。また、キャラクターの「ふきだし」で児童の気付きを促し、聴き取ったり感じ取ったりする学習ができるように題材が系統的に配置されております。

児童が音楽活動を行う際には、「学びの地図」や「ふり返りのページ」のコーナーを活用し、1年間の見通しをもち、ふり返りで自分の学びの跡を確認しながら、主体的な学習が進められるように工夫されております。

また、写真やイラスト効果的に使われており、児童の主体性を喚起しながら、表現と鑑賞の学習ができるように工夫されております。

両社ともに新学習指導要領の趣旨を踏まえつつ、曲のよさや面白さ、美しさや思いや意図をもって言葉や音楽で表現することができるように各題材が構成されていきました。

岩手の児童の実態をふまえ、かつ資料作成基準に則って、適切に調査されていることを報告いたします。

(I 委員)

- ・ 図画工作の調査員による調査資料について報告いたします。

図画工作の教科書は、2社から発行されており、それぞれの教科書についてきめ細かく調査されておりました。これから、調査票に記述されている主な特長について報告いたします。

開隆堂出版については、育成を目指す資質・能力の中で、題材ごとに重点を示しています。そして、その重点に対応した学びの視点を示し、題材の学習で身につけた力を振り返ることができるようにしています。また、題材に応じてつくり方の手順を示し、知識・技能を高めながら学習を深められるように配慮されています。そして、全体を通して重点とする資質・能力に応じた多様な題材が精選されて提示されており、年間でバランスよく資質・能力を育成できるような編成となっています。

日本文教出版については、題材で育成を目指す資質・能力を明確に示しています。そして、主体的に学習に向かう力を視点とした振り返りを示すことで、学習意欲を引き出し、次の学びへと繋がられるようにしています。また、鑑賞を通して思考力が育つよう適切な問いを示し、思考力を働かせながら学習を深められるに配慮されています。そして、全体を通して造形的な見方・考え方を学びの視点として示し、題材の中でバランスよく資質・能力を育成できるような編成となっています。

各社ともに、主体的・対話的で深い学びの実現を図り、資質・能力を育成することを目指した内容となっており、学習指導要領の趣旨に沿って作成されていることがよくわかる調査内容でした。

岩手の児童の実態を踏まえ、かつ資料作成基準に則り、適切に調査されていることを報告します。

(J 委員)

- ・ 家庭の調査員による調査資料について報告いたします。

家庭の教科書は、2社から発行されており、それぞれの教科書についてきめ細かく調査されておりました。これから、調査票に記述されている主な特長について報告いたします。

東京書籍は、学習の仕方について、全ての題材がステップ1「課題発見」、ステップ2「課題解決・実践活動」、ステップ3「評価・改善」という段階で示されています。そのことにより、問題解決的な学習を進めることができ、主体的・対話的に学習に取り組むことができるよう工夫されています。

教科書の大きさですが、現行教科書に比べて縦幅約4cm大きくなり、A4となりました。その分、画像や挿絵などの大きさや量が充実して資料視覚効果が高まり、学習に取り組みやすいよう工夫されています。

新設された「生活の課題と実践」については、大きな題材の学習の流れの後に位置付けております。また、豊富な具体例をあげて、学校や地域の実態に応じて取り組めるように配慮されてもいます。

他にも、現代的な教育課題であります防災教育については、学習した内容に関連する防災の知識や備えを考えられるように工夫されています。

開隆堂は、日常生活の場面を表した写真やイラストから課題を見つける「フォトランゲージ」を全ての題材の導入に用い、ストーリー性のある学習を展開させることで、主体的・対話的に学習に取り組むことができるよう工夫されています。

生活の営みに係る見方・考え方については、オリジナルキャラクターとマークで示し、場面に応じて、効果的に見方・考え方を働かせて学習を深めることができるよう工夫されています。

新設された「生活の課題と実践」については、教科書中央部、5年生と6年生の間に位置付けております。また3つの具体的な取り組み例をあげて、思考の過程が分かり、課題設定から評価・改善まで取り組みやすいよう配慮されています。

他にも、ICT活用にかかわって、実験・実習場面のQRコードの読み取りによりデジタルコンテンツを利用し、技能習得に役立てられるよう工夫されております。

各社とも家庭科で育成する「日常生活に必要な基礎的な理解とそれらに係る技能」、「日常生活の中から問題を見出して課題を設定し、課題を解決する力」、「家族の一員として、生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度」という3つの資質や能力について、学習指導要領に沿って作成されていることがよくわかる調査内容でございました。

岩手の児童の実態を踏まえ、かつ資料作成基準に則り、適切に調査されていることをご報告いたします。

(K委員)

- ・ 保健の調査員による調査資料について報告いたします。

保健の教科書は、5社から発行されており、それぞれの教科書についてきめ細かく調査されておりました。これから、調査票に記述されている主な特長について報告いたします。

東京書籍については、授業を4つのステップの構成とし、身の回りの生活場面における課題についてより主体的に学習に取り組めるよう写真やICTの活用を効果的に位置付け、実生活における実践に結び付けるよう配慮されています。

大日本図書については、身の回りの生活場面を単元導入時に提示し、課題への「気付き」を大切にする課題意識を高める活動や、章末のまとめを効果的に位置付け、実生活における実践に結び付けるよう配慮されています。

文教社については、身の回りの生活場面における課題について 学習を児童の側から捉え、内容を構成し、章末に自分の行動を宣言する場を位置付け、実践に結び付けるよう配慮されています。

光文書院については、身の回りの生活場面における課題について、豊富な資料を活用し、毎時間学習したことを自分の生活にあてはめて考える活動を設定し、実践に結び付けるよう配慮されています。

学研については、身の回りの生活場面における課題について、自己の生活をふり返る活動や発展学習を効果的に位置付け、実生活における実践に結び付けるよう配慮されています。

各社とも、身の回りの生活における健康・安全に関する内容について、実践的に理解することができ、新たに保健に加わる技能の評価に関連する内容が網羅されておりました。新学習指導要領に沿って作成されていることがよく分かる調査内容になっております。

児童の実態を踏まえるとともに、資料作成基準に基づいて、適切に調査されていることを報告いたします。

(L委員)

- ・ 外国語の調査員による調査資料について報告いたします。

外国語の教科書は、7社から発行されており、それぞれの教科書についてきめ細かく調査されておりました。これから、調査票に記述されている主な特長について報告いたします。

東京書籍は、音声から文字への流れを重視した構成となっており、目的を明確に示した言語活動を通して、コミュニケーション能力の基礎が育成されるように配慮されています。

また、各単元の最後に振り返りや確かめの活動を行うことにより、主体的に学習できるよう工夫されております。

開隆堂は、自然で身近な場面設定の中で、協働的・対話的な言語活動を行うことを通して、コミュニケーション能力の基礎が育成されるように配慮されています。

また、学習の見通しを明示し、各単元の最後に振り返りの場を配置することで、主体的に学習できるように工夫されております。

学校図書は、気付きを促すため、聞くこと、話すこと等の活動に繰り返し取り組むことを通して、コミュニケーション能力の基礎が育成されるように配慮されています。

また、聞く活動に3コマ漫画を用いることで、言語の使用場面を意識しながら主体的に学習できるように工夫されております。

三省堂は、会話の場面と状況を提示し、複数の技能を統合した活動に繰り返し取り組むことを通して、コミュニケーション能力の基礎が育成されるように配慮されています。

また、大単元構成により目標とする言語活動への過程を明確化し、主体的に学習できるように工夫されております。

教育出版は、児童の気付きを促しながら、場面や状況を意識した言語活動に取り組むことを通して、コミュニケーション能力の基礎が育成されるように配慮されています。

また、対話的・協働的な活動に段階的に取り組むことにより、主体的に学習できるように工夫されております。

光村図書は、各単元に設定された目標に向けて、段階的に言語活動に取り組むことを通して、コミュニケーション能力の基礎が育成されるように配慮されています。

また、CAN-DOリスト形式をもとに見通しと振り返りを計画的に行い、主体的に学習できるように工夫されております。

啓林館は、単元の目標に向けて4技能5領域の育成を目指した活動に取り組むことを通して、コミュニケーション能力の基礎が育成されるように配慮されています。

また、絵を見て推測するなど思考を促す活動に取り組むことにより、主体的に学習できるように工夫されております。

各社とも、学習指導要領の趣旨に沿って作成されていることがよく分かる調査内容でありました。岩手の児童や外国語教育の現状や課題を踏まえ、適切に調査されていることを報告いたします。

(M委員)

- ・ 道徳の調査員による調査資料について報告いたします。

「特別の教科道徳」の教科書は、8社から発行されており、それぞれの教科書についてきめ細かく調査されておりました。

これから、調査票に記述されている主な特長について報告いたします。

まず、東京書籍です。1点目、活動型教材を開発し、積極的な議論と児童の多様な考えを引き出す場面を多く設定することで、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養うことができるよう工夫されております。

読み易さを考慮した書き文字に近い、太目の独自の教科書体文字を使用するなど、表記の工夫がされております。

次に、学校図書です。道徳的な価値に気付くこと、自分の考えをまとめ、深めることという役割の異なる2冊の教科書を活用することにより、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養うことができるよう工夫されております。

各地の伝統や文化に触れるコラムを扱うことにより、愛着をもち、郷土のよさを探究することができるよう工夫されております。

次に、教育出版です。教材末には役割演技を促す呼びかけを設け、物事を多面的・多角的に考え、議論させることで、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養うことができるよう工夫されております。

全学年に本教材として30教材を取り上げ、4～5教材は補充教材として、学校が郷土資料を加えて扱えるよう配慮されております。

次に、光村図書です。学校生活の実態を考慮して、年間を三つのまとまりに分けて構成して、3学期制に合わせるよう単元・題材が配列されており、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養うことができるよう工夫されております。

当該学年以降の配当漢字に全て振り仮名を付すことで、読み取り易くなるよう配慮されております。

日本文教出版です。教材内に発問を明記することで思考を促し、話合いの仕方や体験的な学習方法を示したり、道徳ノートで自分の学びを振り返ったりすることにより、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養うことができるよう工夫されております。

大きさを変えた文字や立体的な挿絵の視覚的効果により、臨場感をもたせるよう工夫されております。

次に、光文書院です。主題が明確であり、教材文下段に心情や判断を考える問いを位置付け、児童が主体的に学び、価値理解を深め、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養うことができるよう工夫されております。

発達段階に応じた重点を明確にし、発展的な学習により学びを深めることができるよう配慮されております。

次に、学研教育みらいです。

主題名を冒頭に記載せず、児童の問題意識を大切にしながら、児童自らが考えを深めていく活動を通して、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養うことができるよう工夫されております。

多様な価値観を踏まえて、児童が他者と対話しながら、考え、議論して学習できるよう配慮されております。

最後に、廣済堂あかつきです。

各教材に学習の見通しを設定するとともに、別冊ノートは内容項目の解説を明記したり、様々な様式でまとめたりすることができるようにし、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養うことができるよう工夫されております。

現代的な課題に関する教材を巻末に特設し身近な問題として捉えられるよう配慮されております。

以上、各社ともに、岩手の児童の状況を踏まえ、どのような点に配慮と工夫がみられるかについて、適切に調査されていることを報告いたします。

(N委員)

- 皆様ご承知のとおり、特別支援教育の一般図書は、毎年、児童生徒個人に対して障がいの状況と発達の段階等に応じたものを採択します。採択にあたっては、一人一人、教科ごとに提出される「一般図書選定の理由書」により、その一般図書が該当児童生徒にとって適切であるか否かを判断いたします。

従いまして、特別支援教育の一般図書の調査結果は、「一般図書選定の理由書」として報告されません。

昨年度、本県の特別支援学校において採択した一般図書、過去8年間で調査した図書を除き、新たに、障がい種、学部、学年、学級、教科をいくつか想定し、調査員が適切と判断した一般図書20冊について、令和元年5月27日、28日の二日間にわたって、調査員4名により、調査が実施されました。

その調査結果について、調査員から説明を受けましたので、特別支援教育の一般図書の担当審議委員である私から、審議委員会の皆様にご報告いたします。

一般図書の資料をめぐっていただきたいと思います。「一般図書選定の理由書」番号11をご覧願います。これは、「ワンダーおはなし絵本 おともだちカレー」について、知的障がいの小学部4年

の児童で、生活の一般図書としての「一般図書選定の理由書」です。

「図書の内容」については、絵本の内容や特徴について、具体的に示したのになっています。

「選定の理由における児童生徒の実態」については、想定した児童の発達の状況に加えて興味関心の様子、また、この図書がこの児童にとって適切であるということを説明しています。

「指導の概略」では、(1) 教師の読み聞かせを聞く、(2) 「探しページ」を教師や友達と取り組む、(3) 「カレーのにおいページ」を教師や友達と楽しむ、(4) カレーライスの調理計画を立てる、など指導のステップを示しています。

その他、19冊の一般図書につきましても、「一般図書選定の理由書」から、想定した障がい、学部の児童生徒にとって、内容等が適切であり、各教科の指導を効果的に進めることができるものと判断いたします。

以上で報告を終わります。

(星会長)

- ・ 担当委員様、報告ありがとうございました。
- ・ 全ての報告が終わりました。それでは、ただいまの報告を受けて協議に入ります。
- ・ 委員からの質問・意見を受けます。各教科適切に調査されているとの報告でございましたが、質問等ございませんでしょうか。

(星会長)

- ・ それでは、種目ごとの調査内容を、ただいまの報告のとおり了承することとしてよろしいか、確認いたします。いかがでしょうか。

(審議員了承)

- ・ 委員の了承が得られたと確認いたしました。
- ・ 調査資料についての、慎重審議ありがとうございました。また、調査に当たられた調査員の方々、本日ここにいる代表者の方を始め、調査員全員の方々本当に御苦労さまでした。大量な教科書を、ただでさえ多忙な中で目を通していただいたということで、心から感謝を申し上げたいと思いますし、必ずや各市町村の各地区の参考になるものと確信いたしております。
- ・ 報告に当たった審議委員の方々、大変ありがとうございました。では、調査資料の協議の部分は終了しましたので、その他につきまして、事務局からお願いします。

7 その他

(事務局)

- ・ 今後の事務手続きにつきまして、事務局から説明申し上げます。
- ・ 本来であれば、再度、教科用図書選定審議会の第3回を開催し、第1回、第2回の審議内容について改めて御確認いただくこととなるのですが、星会長に一任としていただくことを了承いただければ、今回で、実質審議を終了という形を取らせていただきたいと思いますと考えますが、そのように進めてよろしいか、伺います。

(星会長)

- ・ 委員の皆さんに、お諮りします。
- ・ 今、事務局から提案のあったように今後は会長に一任ということでよろしいでしょうか。
- ・ では、会長の責任で進めさせていただきます。
- ・ 事務局からその他ありませんか。

(事務局)

- ・ ありがとうございます。
- ・ それでは、本日の審議結果並びに今後の答申を受けて、今後、県教育委員会として、市町村教育委員会、岩手大学教育学部附属中学校並びに特別支援学校、私立学校を所管する学事振興課に対し、調査資料を送付し、県教育委員会からの指導・援助と致します。また、情報公開として9月1日以降、県のホームページに議事録等と共に掲載させていただきます。
- ・ 事務局からは以上です。

(会長)

- ・ 皆様、今日は慎重審議ありがとうございました。皆様の御協力をもちまして、大役を無事に務めることができました。今後、第3回につきましては、皆様からの一任をいただきましたので、責任を持って適正に取り進めてまいります。先ほど申し上げましたが、皆様の慎重審議によりまして、各地区の大変参考になる意見がまとめられたのではないかと実感いたしております。以上で私の役目を終えたいと思います。本当にありがとうございました。

8 閉会

令和元年度第3回教科用図書選定審議会議事録

令和元年6月7日（金）

8:30~9:15

1 開会（事務局）

2 主催者挨拶（小久保智史学校教育課総括課長）

- ・ 第3回教科用図書選定審議会に当たりまして、県教育委員会を代表し、一言御挨拶を申し上げます。
- ・ まずもって、会長様におかれましては、御多用中のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。
- ・ 第1回、第2回審議会におきましては、県内の義務教育諸学校において、児童生徒が使用する教科書の選定に関する「採択基準」及び「教科用図書選定のための資料作成基準」、「調査票」等につきまして、熱心に御審議いただき、ありがとうございました。
- ・ 本日は、審議結果の答申を頂戴することとなります。
- ・ 本審議会からのこの答申に基づき、各市町村教育委員会等に対して、指導、助言、援助を進めていくことといたします。
- ・ 長期間にわたる御審議、並びに会長としての会の円滑な運営につきまして、誠にありがとうございました。

3 答申

星委員（審議会会長）→県教育委員会（小久保総括課長）

4 会長挨拶（星委員）

- ・ 会長の星でございます。
- ・ 改めまして、諮問いただきました事項につきまして、教科用図書の調査を含み、2回にわたる審議会で審議し、ここに答申としてまとめることができましたことを、報告いたします。
- ・ ご承知のとおり、義務教育段階の教科書のうち、小学校用「外国語」については、今回初めて教科書採択を行い、来年度から教科書を使用して新学習指導要領が全面実施になります。
- ・ そこで、今回、新規の教科書検定を経た小学校用教科書、及び特別支援教育の一般図書について、調査研究いたしましたので、採択基準、資料作成基準と併せて調査票等を答申いたします。
- ・ 今後、これらは、市町村教育委員会及び特別支援学校等に通知され、8月末までに、各地で教科書の採択を行っていただく運びとなっているところでございます。
- ・ 以上、簡単ではございますが、審議終了の挨拶といたします。

5 その他

6 閉会

（事務局）

議事録署名委員

氏名：菅井雅之



氏名：中村雅彦

